

税の申告はお済みですか？

「市民税・都民税」「所得税」の申告書は 3月15日（木）までに提出を

郵送でも申告できます

「市民税・都民税」の申告書は「市役所」へ、「所得税」の確定申告書は「東村山税務署」へ、いずれも3月15日（木）までに提出してください（土曜・日曜日はお休みです）。なお、所得税の確定申告は、提出するだけのものや簡易なものであれば市役所でも受け付けられます。

市民税・都民税 申告と相談は

課税課市民税係（市役所2階）へ
☎470・7777（内線2333）

夜間申告窓口を開設します

3月12日（月）13日（火）に、3月12日（月）13日（火）に、夜間申告窓口を開設します。時間は左表をご覧ください。なお、夜間申告窓口では、電話相談および証明書の発行は行いません。

市民税・都民税の申告が必要な方

（1）30年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入があった方

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	3月1日（木）～15日（木）	申告書作成に補助が必要な方＝午前8時半～午後4時▶提出のみの方＝午前8時半～午後5時
	【夜間窓口】 3月12日（月）・13日（火）	申告書作成に補助が必要な方＝午後4時～7時半▶提出のみの方＝午後5時～8時

市役所の申告受け付けの混雑予想

●●●=大変混雑します ●●=混雑します ●=比較的すいています

曜日	月	火	水	木	金	土	日
日付				3/1	2	3	4
午前	受付時間は、上表をご覧ください。なお、昨年の実績に基づいた予想のため、実際の混雑状況と異なる場合があります。			●●	●●●	休み	
午後				●	●●	休み	
日付	5	6	7	8	9	10	11
午前	●●●	●●●	●●●	●●●	●●●	休み	
午後	●●●	●●	●●	●●	●●	休み	
日付	12	13	14	15	※受け付け終了間際は、正午前後に職員を減らし、対応が難しくなります。悪天候の場合は、悪化する可能性があります。		
午前	●●●	●●●	●●●	●●●			
午後	●●●	●●●	●●●	●●●			
夜間	●●	●					

原稿料 年金、配当などの所得があった方

（3）30年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

※確定申告が不要な方（給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方や、公的年金などの収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方）も、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。

市民税・都民税の申告が必要な方

（1）前記「申告が必要な方」に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

（2）給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与と支払報告書を提出済みの方

（3）給与所得者の妻などで、同居者の税法上の扶養になっている方

（4）29年中から継続して、

生活保護制度のうち、生活扶助を受けている方

前年中に収入がなかった方も申告を

前年（29年）中に、病気・失業・学生などの理由で収入がなかった方も、市民税・都民税の申告書裏面「収入のなかった方の記入欄」にその旨を記入し、提出してください（同居者の税法上の扶養になつていない場合は除く）。

※申告書を出す前に、国民健康保険税の算定や非課税証明書発行などの資料になります。

市民税・都民税の申告書が届かない方へ

申告書は、昨年申告をした方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、課税課市民税係へご連絡ください。なお、申告書などは、上の原簿が丘・滝山の各連絡所、東部地域センター、わくわく健康プラザでも配布しています（ただし、数に限りがありますので、ご了承ください）。

申告に必要なもの

申告書▶印鑑▶マイナンバー（個人番号）カード（お持ちでない方は、個人番号確認書類（通知カードなど）および本人確認書類（免許証、パスポート、健康保険証など））▶源泉徴収票（29年分）

また、確定申告する方で、医療費の領収書の返却を希望する方も「医療費の領収書返却希望」と記入したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

また、車での来場はご遠慮ください。

●申告を行う際の注意事項●

◎「控え」が必要な方へ

市民税・都民税申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

また、確定申告する方で、医療費の領収書の返却を希望する方も「医療費の領収書返却希望」と記入したメモと、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

◎相談に来られる方へ

あらかじめ自分で書ける所は記入してから、申告会場へ来場してください。申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。

※申告期間中は、市役所、税務署のいずれも電話につながりにくくなる場合がありますので、ご了承ください。また、車での来場はご遠慮ください。

税・都民税の申告をする方で源泉徴収票がない場合は、29年中の収入が分かるものでも可）▶控除のための必要書類（生命保険料の控除証明書、地震保険料などの支払証明書、医療費の明細書、障害者手帳要介護の方は障害者控除対象者認定書、勤労学生は在学証明書または学生証など）

30年度課税（非課税）証明書の発行

30年度（29年分所得）の課税（非課税）証明書の発行は、当初課税決定後になります。毎月の給与から市民税・都民税が差し引かれる方（個人納付分のない方は5月14日（月）、その他の方は6月8日（金）以降を予定しています）は前記のものに加え、マイナンバーカード（お持ちでない方は個人番号確認書類および本人確認書類）の写しが必要

東村山税務署での所得税の確定申告

確定申告書は税務署に郵送で提出できます
東村山税務署（〒189-8555、東村山本町1-20ノ22）では、確定申告書の郵送でも受け付けています。その際に申告書の「控え」が必要な方は、「控え」に住所氏名などを黒ボールペンで記入の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。詳しくは同税務署☎042-394-6811へ。

ご注意ください

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。確定申告をする必要がある方は、市役所で受け付けできる確定申告書は、次のものに限ります。

（1）提出のみの方 内容が記入されていて、お預かりするだけのもの

（2）簡易な申告の方 確定申告書A様式の範囲の方（A様式の範囲でも雑損控除・住宅ローン控除1年目の方などは受け付けできない場合があります）

（3）国税庁ホームページで確定申告書などが作成できます（国税庁ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」(https://www.rta.go.jp/tet-suzuki/shinkoku/shotoku/kakueihin)で申告書を作成し、印刷してそのまま税務署に提出することが出来ます。詳細は同庁ホームページをご覧ください。

軽自動車税の申告（手続き）はお済みですか

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車などの所有者に課税されます。使用していても所有している方、廃車や所有者の変更の手続きをしていない方は、4月1日（日）までに、取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。

30年度の軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。【取扱窓口】車両によって取扱窓口や必要書類が異なります。詳しくは課税課市民税係☎470・7777（内線2331・2332）へ。

軽自動車税Q&A

Q 転入してきました。原簿の登録手続きはどうすればよいですか。
A 転入前の市区町村で、方々4月1日以前に譲ったに

Q 軽自動車は、4月1日現在、バイクや軽自動車などの所有者に課税されます。使用していても所有している方、廃車や所有者の変更の手続きをしていない方は、4月1日（日）までに、取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。

Q 軽自動車税は、その年度開始日までに廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。 ※月割り課税制度はありません。

Q 軽自動車は、4月1日現在、バイクや軽自動車などの所有者に課税されます。使用していても所有している方、廃車や所有者の変更の手続きをしていない方は、4月1日（日）までに、取扱窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。

Q 軽自動車税は、その年度開始日までに廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。 ※月割り課税制度はありません。

軽自動車などの申告（手続き）場所

車両の種類	申告（手続き）場所		
原動機付自転車	総排気量50cc以下	東久留米市役所2階 課税課市民税係 ☎470・7777 (内線2331・2332)	
	総排気量90cc以下		
	総排気量125cc以下		
	ミニカー 50cc以下		
小型特殊自動車	農作業用	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 〒183-0003、 府中市朝日町3-16-22 ☎050・3816・3104	
	その他		
軽自動車	三輪	関東運輸局東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 〒186-0001、 国立市北3-30-3 ☎050・5540・2033	
	四輪乗用		営業用
			自家用
	四輪貨物		営業用
	自家用		
二輪の小型自動車			

もかわらず納税通知書が届いている場合は、譲り受けた方が名義変更などの手続きをしないことが考えられます。譲り受けた方に、いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。

Q 軽自動車は、その年度開始日（4月1日）に廃車や所有者の変更の手続きをしていない場合は、軽自動車税納税通知書が届きます。いつ手続きをしたか確認してください。